

平成29年度 法人本部事業総括

新制度に基づく理事会・評議員会運営について

社会福祉法改定による新制度に変わって初年度の一年であった。

本部としては評議員と理事が完全に分離されたが、役員の変更はほとんどなく、評議員会の開催方法が変わったくらいなもので、結果として当法人にとってさしたる影響はなかった。

評議員会、理事会共にすべて当初の予定通りに開催された。

理事会および施設運営について

事務局は1名減の4名のままで構成し、運営を担った。

施設長・事務局合同の会議はスケジュール通りに定期的に行われ、理事会開催の準備なども含め特段の問題はなかった。

理事会への各理事の出席率も問題なく、理事会運営も同様に特段の問題はなかった。

監事の2氏も独自の視点で各施設の監事監査を行っていただき、理事長に報告をいただいた。監査の結果について特別問題にするようなことはなく、各施設とも順調に運営されている。

問題点としては施設報告が主として業務にかかわる内容で、経営に関する数値がほとんど理事会で討議されることがなかった。今後施設の運営が経営的にも厳しさを増すことが予想されることでもあるので、B/SやP/Lなどの内容について理事会で検討できるような管理が行われることが望ましい。

理事長の執行責任の遂行については直接的な執行という点では十分ではないが施設長への委任と重要な問題については施設長から理事長への相談や報告という形で行われているので特に問題はない。

連帯責任を負うすべての理事の当事者意識の向上の問題は理事会でも討議の活性化により改善されてきている。各施設の現場の状況理解という点ではまだ不十分で30年度の課題として持ち越しとなっている。

社会福祉情勢への理解と情報発信では一定の論議は行われたが、十分に議論が交わされたとまでは言えないし、議論された内容をどう発信するかという点ではほとんど具体的には取り組まれなかった。

評議員会運営について

新制度移行に伴い評議員会の位置づけが諮問機関から議決機関へと変わったが具体的な運営面での影響はなかった。これまで年に複数回開催され、評議員からの多様を聞く機会が減ったことのほうが残念に思われる。

地域福祉懇談会の開催

評議員会の位置づけが変わるとともに開催回数が減ったことにより幅広い層の意見等を聞く機会が減ったことでそれに代わるべきものとして当初は地域福祉推進協議会（仮称）の設立を計画した。計画の具体化の中で継続的な組織としての協議会の運営主体や役員構成など具体化の難しい課題があり、最終的には地域福祉懇談会として30数名の出席を得て12月16日に開催された。結果としてははこれまであすなろ福祉会と直接的なかわりの持てなかった船越、押切地区の自治会、福祉関係者などの出席も得て、活発な意見交換を行うことができた。その結果施設と地域の新たな結びつきも生まれ、継続的な開催の方向性も生まれた。29年度の開催内容を踏まえ30年度での開催時にどう発展させるかが課題となる。

新入職員研修

昨年度は結果として6月開催の一回だけであった。

施設における職場研修とは異なる内容での研修であるので回数にこだわらず継続する必要がある。

内容的には一方通行の研修であるので理解度などの確認の難しさもあるが、より分かりやすく説明する努力が必要。

開催についてはあまり人数が少なくても開けないが、できる限りタイムリーな開催を検討する必要がある。

情報発信

法人だよりは発行から3年を経過し12し号まで版を重ねてきた。

社会福祉を巡る情勢がより一層厳しくなることが予想される中で、施設便りとは一線を画した法人便りの役割はより重要性を増すと思われる。

限られたスペースの中で難しい内容を分かりやすく紹介することの難しさはより増すが一層の努力が必要となる。

ホームページは内容的に言えば、まだ施設側が出したい情報中心で、利用者の立場で見た時に知りたい情報がタイムリーに載っているかといえば甚だ疑問である。

本部としての記事においても役員のつぶやきが限られていたり、更新がタイムリーでなかったりしている。それぞれ多忙さの中で取り組まれているのでどうしてもこうなりがちではあろうが改善を要する。